

滝沢市行政基本条例案

条文の考え方について
(逐条解説)

平成27年4月
岩手県 滝沢市

第 1 章 総則

この章では、滝沢市行政基本条例を制定する目的や条例で使用する用語の意味などを明らかにしています。

(目的)

第 1 条 この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例（平成 26 年滝沢市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。

〔解説〕

行政基本条例^{※1}を制定する目的を定めた条文です。

平成 26 年 4 月 1 日に施行された自治基本条例^{※2}は、みんなが幸せに暮らせる地域づくりを進めるため、市民・行政・議会が共有する地域のルールを定めた条例です。

このルールのうち、特に滝沢市という団体の機能や役割、市の職員の行動などに関する基本的な決まり事を定めたものが、この行政基本条例です。

自治基本条例の将来像である「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」（第 1 条）、「市民憲章」（第 4 条）、「めざす地域の姿」（第 5 条）の実現に向けて、行政基本条例に沿った行政運営や職員行動をすることで、市民の積極的な地域づくりを支援し、市民の意向を活かした行政運営の確立をめざすものです。

※1 解説の中で用いる「行政基本条例」とは、滝沢市行政基本条例のことをいいます。

※2 解説の中で用いる「自治基本条例」とは、滝沢市自治基本条例のことをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。

(2) 経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。

(3) コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。

(4) 市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。

(5) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

[解説]

第1号 市長、副市長、教育長、一般職員のこと、非常勤職員や臨時職員も含まれます。

第2号 市が行う活動のうち、財政状況を踏まえて計画的に事務事業を進めることで、ある一定の成果や効果を生むような活動のことをいいます。

第3号 法律や条例だけではなく、一般社会での決まり事、仕事を進める上でのマナーなどを守り、秩序ある行動や判断をすることをいいます。

第4号 市が行おうとする政策について、立案段階から市民が意向を表したり、政策の実施中・実施後でも、より良い地域づくりのために市民が意見を出したりする行動のことをいいます。

第5号 職員の任命や免職などについて権限を持つ人で、市長、教育長、選挙管理委員長、代表監査委員、農業委員会会長、議会議長のことをいいます。

[補足]「行政運営」と「経営」について

前者を「ガバナンス」、後者を「マネジメント」と捉えています。

一般的に「ガバナンス」とは利害関係者による企業経営者の統治のことであり、「マネジメント」とはPDCAサイクルによる経営手法のひとつです。

市役所に置き換えた場合、「ガバナンス」は市民の意向をもとに組織の意識決定や行動等を行う行政活動のことで「行政運営」を意味し、「マネジメント」は収支のバランスを保ち(財政状況を踏まえ)、目標を定めて成果を出す行政活動のことで「経営」を意味しています。

市役所の総括的・総合的な活動である「行政運営」の中に「経営」が位置付けられるものです

第2章 行政運営の原則

この章では、滝沢市の行政運営全般に関する基本的な考え方を定めています。

市が行う活動や事業実施などの際には、この原則に基づいて行うことになります。

（行政運営の基本原則）

第3条 市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。

2 市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。

3 市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。

4 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。

5 市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。

〔解説〕

第1項 「市民の想いを実現すること」や「市民の期待にこたえること」が市の役割の基本です。そのために市が行う活動について、具体的かつ体系的に決め、取り組むことを述べています。

第2項 自治体であっても財政破たんする時代です。このような最悪の状況に陥る前に、安定的な歳入（収入）と計画的な歳出（支出）により、歳入と歳出のバランスを保った予算の使い方に気を配らなければなりません。さらには、新しい財源（税金収入や国や県からの委託金や補助金など）を増やすことについても言及しています。

第3項 事務事業を自発的に行い、成果や効果が分かるようにすることを述べています。また、実施後には評価を行い、それを改善につなげる、いわゆるPDCA（計画→実行→評価→改善）の手法を取り入れることを述べています。

第4項 市民にとって信頼できる市であるために、市の様々な活動に関する情報を分かりやすく発信することについて述べています。

第5項 滝沢市という団体として、その活動、姿勢、体制全般において、法律や条例を守ることはもちろん、一般社会の常識や職場のルールなどを守ることを述べています。

(行政組織の整備等)

第4条 市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。

2 市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。

[解説]

第1項 第3条で決めた基本原則に沿った市の活動を進めるために、市役所内の体制を整えることについて述べています。

第2項 経済状況や国内外の情勢の変化は著しく、また、市民の意向も様々です。その時々で最適な対応策を見出し、地域づくりの指南役となるような職員を育てていくことについて述べています。

(市民との連携協力)

第5条 市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。

[解説]

自治基本条例で定めているとおり、地域づくりの主体は市民です。その市民の活動を理解し、市民と行政が役割分担し、協力しながら、一緒に地域づくりを進めていくことについて述べています。

(議会との関係)

第6条 市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。

[解説]

議会は、市民を代表する機関として、市の活動の監視や評価を行っています。また、市民の意向が市の政策などに反映されているかをチェックしています。このような議会の役割を理解して、協力し合うことを述べています。

第3章 市の経営に関する理念

この章では、行政運営のうち、特に計画的に事業などを実施し、一定の成果や効果を上げる活動（＝経営）を行うときの、滝沢市という団体としての信念や職員の行動についての基本方針を定めています。

（経営理念）

第7条 市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。

〔解説〕

市の経営について、最も基本的な価値観や理想像を表した「経営理念」を定めることを述べています。

（経営の姿勢）

第8条 市は、経営理念に沿った取組の姿勢（以下「経営の姿勢」という。）を定め、これに基づき経営を行うものとする。

〔解説〕

「経営理念」という理想に向かうための取組姿勢を表した「経営の姿勢」を定めることを述べています。

（行動指針）

第9条 市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準（以下「行動指針」という。）を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。

〔解説〕

「経営理念」という理想の実現のため、その団体や組織の構成員である職員がとるべき行動規範や判断基準を表した「行動指針」を定めることを述べています。

（経営理念等の公表）

第10条 市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。

〔解説〕

「経営理念」「経営の姿勢」「行動指針」は市役所と職員にとっての共通の決まり事ですが、団体としての存在意義を表すものでもあります。市民や社会との関係においても、重視すべき事項であることから、これらを広く一般に公表することについて述べています。

第4章 総合計画

自治基本条例では、「市の政策は総合計画に基づき実施する」と規定していることから、この章では、総合計画の構成、計画期間、計画の位置付けなどを具体的に定めています。

（総合計画の策定）

第11条 市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。

〔解説〕

総合計画の策定根拠が自治基本条例にあることについて述べています。

（総合計画の構成及び期間）

第12条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。

- 2 基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。
- 3 基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。
- 4 実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。

〔解説〕

第1項 総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実行計画」で構成することを述べています。

第2項 「基本構想」で明らかにする内容と計画期間を述べています。

第3項 「基本計画」で明らかにする内容と計画期間を述べています。

具体的には、市民と行政が地域づくりを実践するための行動計画のことで、市民や地域が担う「地域別計画」と行政が担う「市域全体計画」を想定しています。

第4項 「実行計画」は「市域全体計画」の中で実施される個別の事務事業の内容や事業費の見通しなどについて取りまとめたもので、毎年策定することを述べています。

(総合計画との整合)

- 第13条** 総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。
- 2 市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針（以下「市長方針」という。）を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。
- 3 市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。

〔解説〕

第1項 市の政策や施策に関する計画は多数ありますが、その中での総合計画の位置付けを定めています。市が行う政策は、すべて総合計画の中でその目的や実施スケジュールを明らかにすることについて述べています。

第2項 総合計画に明記されている政策を推し進めることはもちろんですが、市長は、年度ごとに特に重点化するものについての方針を表明します。その方針に沿って予算編成を行い、計画的に事業等を実施することを述べています。

第3項 個別の分野についての計画を策定する場合、総合計画で定めた将来像や目的と整合性を取ることを述べています。

具体的には、総合計画の中で、各部・課が所管する計画を整理し、それぞれの計画期間を同一とすることや計画の評価・見直しの時期を合わせることなどを想定しています。

第5章 市民参加の推進

市民主体の自治を進めるため、市民の皆さんの意向を確認することは不可欠です。この章では、市民参加（＝市の政策や具体的な事業の企画立案・実施・評価のそれぞれの場面で市民の皆さんから意見を求め、市政に関わってもらおうこと）について定めています。

（情報の共有）

第14条 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。

〔解説〕

行政基本条例の目的や行政運営の原則で定めたとおり、市民の想いを実現するための行政運営であり、政策づくりをすることが基本です。

市の方針や方向性を決める段階や実施後の評価・見直しを行うときに、市民の皆さんにも参加してもらおうことが重要です。そのために、市の様々な活動に関する情報、資料、データなどを公開して、市民の皆さんに知ってもらおうことを述べています。

（市民意見の把握）

第15条 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。

2 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。

〔解説〕

第1項 市民の皆さんが参加しやすい・意見を出しやすい場面や機会を設けることを述べています。この場合、第14条で定めるとおり、市の考え方や事業の方向性などを事前に周知することが前提となります。

第2項 市民の皆さんが意見を出す方法を述べています。

具体的には、市政懇談会や各種説明会などの意見交換会の開催、意見公募制度であるパブリックコメントや市民を対象としたアンケート調査の実施などを想定しています。その他にも、市民フォーラム、ワークショップの開催なども考えられます。

(市民意見への対応)

第16条 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。

〔解説〕

市民の皆さんから出された意見の内容を十分に理解して、政策等に取り入れることを述べています。意見のすべてを取り入れることは難しいのですが、より良い行政運営のために「どのように対応するか」「その時々で最もよい方法は何か」など、市の考え方を明確にすることも必要です。

第6章 職員のコンプライアンスの原則

第2章から第5章までは、滝沢市という団体に関する決まり事を述べてきましたが、この章では、団体の構成員であり、市の中で働く職員の倫理や取るべき行動に関する決まり事を定めています。

(職員の倫理原則)

- 第17条** 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。
- 2 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。

[解説]

第1項 市民の想いや期待にこたえるため、職員は、市民の地域づくりを支援しているということ、そのために、公平公正に仕事をしなければいけないということを述べています。

第2項 市民から信頼されるため、市民から疑惑をもたれるような行動をしてはいけないということを述べています。

第1項と第2項で、善悪の判断（倫理）の基準を示しています。

(職員の行動原則)

- 第18条** 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。
- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。

[解説]

第1項 市の経営上の信念であり理想像である「経営理念」と「経営の姿勢」をあらゆる場面で掲げることが大切です。これを全職員が共有すること、また、市長が年度ごとに推し進めたい事項を職員が理解し、滝沢市に関係するみんながめざす「誰もが幸福を実感できる地域づくり」に貢献することを述べています。

第2項 職員が仕事をするとき、法律や条例を守ることはもちろんですが、一般常識を持ち、仕事のルールやマナーを守ることを述べています。また、市の経営を行う際の「行動指針」は、あらゆる場面にあてはめることができる基準です。これに沿って、何事においても自ら率先して行動することを述べています。

(任命権者の責務)

第19条 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

[解説]

職員が高い意識を保ち行動するため、任命権者が取らなければならない対策などを定めています。

(管理監督者の責務)

第20条 職員を管理し、又は監督する立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。

2 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員（以下「部下職員」という。）に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。

[解説]

第1項 管理監督者は、特に率先して職員倫理を守らなければならないことを述べています。

第2項 部下職員が一般常識を持ち、職務上の適切な判断を行えるよう、管理監督者がアドバイスしたり、必要に応じて指導したりする必要があることを述べています。

第3項 管理監督者は、部下職員の仕事の仕方をよく見て、職員の資質を伸ばすようなアドバイスをしたり、仕事の進捗状況を確認し、職員同士が協力し合えるような工夫をしたりすることが必要です。また、良好な職場環境を保つよう配慮をすることについても言及しています。

第7章 条例の検証

この章では、行政基本条例の運用状況を確認して、より良い仕組みとしていくことなどについて定めています。

(条例の検証)

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

[解説]

第1項 市が行政基本条例にそった活動を行っているか、社会情勢や市民が求めることなどに変化はなかったかなどについて、それらの事実確認を毎年行うことを述べています。

第2項 事実確認を行った結果、行政基本条例を見直したり、市が実施している制度を改善したりする必要がある場合、適切な対応を取ることを述べています。